

## 福井県立大学附属図書館利用細則

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学細則1号

(趣旨)

**第1条** この細則は、福井県立大学附属図書館規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第15号）第5条の規定に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）における図書、学術雑誌等（以下「学術資料」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

**第2条** 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 法人の職員（非常勤講師等を除く。以下同じ。）
- (2) 本学の学生
- (3) その他図書館長（以下「館長」という。）が適当と認めた者

(開館時間)

**第3条** 図書館の開館時間は、次条の閉館日を除き、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(閉館日)

**第4条** 次に掲げる日は、図書館の閉館日とする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで
- (4) その他館長が必要と認めた日

(身分証明書等の携帯および提示)

**第5条** 利用者は、次の身分証明書等を携帯し、係員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

- (1) 法人の職員 身分証明書
- (2) 本学の学生 学生証
- (3) その他館長が適当と認めた者 図書利用者証

(図書の分類)

**第6条** 図書の分類・排架の基準は、原則として日本十進分類法による。

(閲覧室内閲覧)

**第7条** 利用者は、特に指定したものを除き、閲覧室に備付けの学術資料を自由に閲覧することができる。

2 利用者は、閲覧した学術資料を元の位置に戻さなければならない。

(書庫内閲覧)

**第8条** 第2条第1号および第2号に規定する利用者は、書庫内の学術資料を閲覧することができる。ただし、第2条第2号に規定する利用者が閲覧しようとするときは、別記様式の書庫入庫申込書を館長に提出しなければならない。

(貸出)

**第9条** 図書の貸出期間および貸出冊数は、次のとおりとする。

借受者	貸出期間	貸出冊数
法人の職員・研究科所属の学生	2月以内	20冊以内
学部所属の学生	2週間以内	5冊以内
その他館長が適当と認めた者	2週間以内	5冊以内
(ただし県内他大学の学生は、)	1週間以内	2冊以内

2 館長は、教育または研究上必要と認めるときは前項の規定にかかわらず、特別の扱いをすることができる。

3 貸出しの手続きは、館長が別に定める。

(教員研究費購入図書の扱い)

第10条 教員が教員研究費により購入した図書の管理に関して必要な事項は別に定める。

(貸出禁止学術資料)

第11条 次の学術資料は、貸出しをしないものとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 禁帯出の表示がある図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 製本された雑誌
- (4) 新聞(縮刷版を含む。)
- (5) 視聴覚資料・電子的資料
- (6) その他館長が指定したもの

(転貸の禁止)

第12条 利用者は、貸出しを受けた図書を他人に転貸してはならない。

(返却)

第13条 利用者は、貸出しを受けた図書を所定の貸出期間内に返却しなければならない。

2 利用者は、利用資格を喪失したときは、貸出しを受けた図書を直ちに返却しなければならない。

(督促および貸出停止)

第14条 館長は、貸出期間を過ぎても図書を返却しない利用者に対し、督促を行う。

2 館長は、前項の利用者に対し、図書が返却されるまでの間、新規の貸出しを停止することができる。

(学術資料の汚損等)

第15条 利用者は、学術資料を汚損、破損または亡失したときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項の利用者に学術資料の修復または補充に要する経費を負担させるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(相互利用)

第16条 第2条第1号および第2号に規定する利用者は、教育または研究のため、他大学の図書館等の利用を希望するときは、館長にそのあつせんを申し出ることができる。

2 館長は、他大学等から図書館サービスの利用の依頼があったときは、教育および研究に支障のない範囲において、これに応ずることができる。

(文献複写)

第17条 利用者は、教育または研究のため、学術資料の複写(以下「文献複写」という。)をしようとするときは、館長の許可を受けなければならない。

2 文献複写に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(遵守事項)

第18条 利用者は、別記の利用心得を遵守しなければならない。

(利用制限)

第19条 館長は、利用者がこの細則に著しく違反し、または図書館の運営に重大な支障を及ぼしたときは、学術資料を利用させないことができる。

(委任)

第20条 この細則に定めるもののほか、学術資料の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

## 附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

### 別記(第18条関係)

#### 附属図書館学術資料利用心得

- 1 静粛を保ち、他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
- 2 協議、集会その他の会合に類する行為をしないこと。
- 3 喫煙および飲食はしないこと。
- 4 その他係員の指示に従うこと。